

発議案第 2 2 号

八千代市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

八千代市議会

議長 松 井 秀 雄 様

提出者	八千代市議会議員	塚 本 路 明	Ⓜ
	同	林 隆 文	Ⓜ
	同	大 塚 裕 介	Ⓜ
	同	茂 呂 剛	Ⓜ
	同	嵐 芳 隆	Ⓜ
	同	横 山 博 美	Ⓜ
	同	伊 東 幹 雄	Ⓜ
	同	安 原 哲	Ⓜ
	同	木 下 映 実	Ⓜ
	同	菊 田 多佳子	Ⓜ
	同	緑 川 利 行	Ⓜ
	同	坂 本 安	Ⓜ
	同	正 田 富美恵	Ⓜ
	同	成 田 忠 志	Ⓜ

同	林	利彦	印
同	菅野	文男	印
同	西村	幸吉	印
同	横田	誠三	印
同	奥山	智	印
同	江野澤	隆之	印
同	海老原	高義	印
同	山口	勇	印
同	河野	慎一	印
同	皆川	知子	印
同	原	弘志	印
同	松崎	寛文	印
同	橋本	淳	印

## 提案理由

地方分権改革の一環として地方自治法の改正による議員定数の法定上限の撤廃がなされたことを受け、全国の地方議会においては、議員定数について見直しが行われており、減数傾向が顕著となっている。

議員定数の減数傾向は、地方自治体の財政難とも相まって、住民による議会への要求の高まりとともに議員定数を削減する自治体が増加したものと推察されるもので、本市においても全国的な議員定数削減の流れの中で決して例外ではないとの認識をしているところである。

こうした状況下にあつて、本市議会においては「八千代市議会議員の定数に関する調査特別委員会」を設置し、長期間にわたる調査・研究を行ってきたところである。同委員会においては、議員定数について適正とされる明確な基準がない中で、将来人口、市域面積、財政規模、議会運営上の支障等の面から十分な議論を尽くした結果として、意見の相違が見られたところであるが、この11月に議員定数を削減とする方向で大筋の合意がなされたことは評価すべきものとする。

本市議会議員選挙を来年12月に控え、この時期に議員定数を決定し、市民に周知していくことは、現市議会として非常に重要なこととする。

よって、同委員会の長期に及ぶ調査・研究による議論を最大限尊重し、本市議会の議員定数を28人とする。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

八千代市議会議員の定数を定める条例（平成13年八千代市条例第27号）の一部を次のように改正する。

本則中「32人」を「28人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八千代市議会議員の定数を定める条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される八千代市議会議員の一般選挙から適用する。